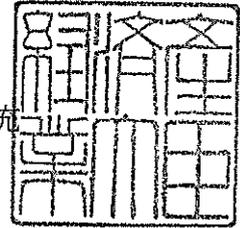


経 済 産 業 省

20130807 商 第 39 号  
平成 2 6 年 2 月 2 7 日

消費者委員会委員長 河上 正二 殿

経済産業大臣 茂木 敏充



「詐欺的投資勧誘に関する消費者問題についての建議」に対する経済産業省の実施状況の報告について

平成 2 5 年 8 月 6 日付け府消委第 2 2 0 号「詐欺的投資勧誘に関する消費者問題についての建議」に対し、経済産業省の実施状況を別紙のとおり報告します。



「詐欺的投資勧誘に関する消費者問題についての建議」に対する経済産業省の実施状況について

【建議事項 2 (2)】

警察庁、金融庁、経済産業省及び総務省は、犯罪収益移転防止法に基づき、金融機関、郵便物受取サービス業者、電話受付代行業者及び電話転送サービス事業者に対し、取引時確認、疑わしい取引の届出等の義務について周知徹底を図り、その履行の確保に努めるとともに、違反が認められる事業者に対し是正命令等を行うこと。

【経済産業省の実施状況】

経済産業省は、郵便物受取サービス業者が詐欺的投資勧誘を行う者の犯罪に悪用されないよう、以下のとおり、犯罪収益移転防止法に基づく顧客の取引時確認、疑わしい取引の届出等の義務について周知徹底を図り、その履行の確保に努めるとともに、違反が認められる業者に対し是正命令等を行っている。

1. 犯罪収益移転防止法に関する説明会等の実施

経済産業省は、郵便物受取サービス業者に対して、以下の(1)及び(2)のとおり、犯罪収益移転防止法に基づく義務について周知徹底を図り、履行の確保に努めた。

- (1) 平成25年12月に、平成24年度商取引適正化・製品安全に係る事業（郵便物受取サービス業者における犯罪による収益移転の防止に関する法律に対する意識等実態調査）の結果を基に、郵便物受取サービス業を行っている524業者に対して、犯罪収益移転防止法に関する説明資料を送付した。
- (2) 警察庁との緊密な協力の下、郵便物受取サービス業者を対象として、犯罪収益移転防止法に関する説明会（平成24年度は5回、平成25年度は3回）を開催した。

今後とも、警察庁との緊密な協力の下、郵便物受取サービス業者を対象として、犯罪収益移転防止法に関する説明資料の送付、犯罪収益移転防止法に関する説明会の開催等を通じて、同法に基づく義務について周知徹底を図り、履行の確保に努めていく。

<参考1：平成24年度犯罪収益移転防止法に関する説明会の開催実績>

- ① 平成25年1月 9日（名古屋） 8業者（ 9人）
- ② 同 年1月11日（大阪） 13業者（15人）
- ③ 同 年1月16日（東京） 50業者（64人）

- ④ 同 年1月21日（福岡） 10業者（10人）
- ⑤ 同 年1月28日（東京） 35業者（44人）

<参考2：平成25年度犯罪収益移転防止法に関する説明会の開催実績>

- ① 平成26年1月24日（大阪） 13業者（16人）
- ② 同 年1月31日（東京） 31業者（35人）
- ③ 同 年2月14日（東京） 16業者（21人）

## 2. ウェブページに「身分証不要」と表示している郵便物受取サービス業者に対する注意喚起の実施

郵便物受取サービス業者については、平成25年3月31日までは、宛先に郵便物受取サービス業者であることが容易に判別できる商号その他の文言の記載がない郵便物の受取はしない旨の内容を含む郵便物受取サービス契約（契約書にその旨記載されている場合に限る。）を締結する際は、本人確認義務の適用除外となっていた。しかし、犯罪収益移転防止法施行規則の改正によって当該適用除外の規定が削除され、平成25年4月1日から、全ての郵便物受取サービス契約において、本人確認を行うことが義務付けられた。

一方、平成25年4月1日以降も、郵便物受取サービス業者である11業者が自らのウェブページにおいて、郵便物受取サービス契約の締結に際して「身分証不要」等と表示していたため、当該業者に対して電子メール又は書面による注意喚起を行い、ウェブページから「身分証不要」等の表示を削除するよう指導した。このうち連絡のとれない5業者のうち4業者については、プロバイダに対して、当該業者のウェブページの削除を依頼し、当該業者のウェブページを削除させ、1業者については、当該業者の関係会社を通じて「身分証不要」等の表示を削除させた。

今後とも、郵便物受取サービス業者が自らのウェブページにおいて、郵便物受取サービス契約の締結に際して「身分証不要」等と表示している場合には、当該業者に対して注意喚起等を行い、当該表示を削除させるべく指導していく。

## 3. 郵便物受取サービス業者に対する是正命令の実施

平成20年3月1日の犯罪収益移転防止法の施行から、警察庁との緊密な協力の下、同法に違反している疑いのある郵便物受取サービス業者に対して、44件の立入検査を行い、36件の是正命令を発出し、当該郵便物受取サービス業者からは是正措置の報告等をさせている。

今後とも、警察庁との緊密な協力の下、郵便物受取サービス業者が犯罪収益移転防止法に基づく義務に違反していると認められる場合には、是正命令等の所要の措置を講じていく。

<参考3：経済産業省による郵便物受取サービス業者に対する立入検査及び是正命令の件数（業者ベース）>

年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
立入検査件数	4件	8件	10件	13件	4件	5件
是正命令件数	2件	7件	7件	7件	6件	7件